

大月市

農業委員会だより

No.21



ニンジンの収穫体験（富浜町宮谷 野草のさと・大月にて）

東京から農業体験ツアーで大月へ

都内から1時間ほどという立地から、農業を体験したいという方が多く大月市を訪れています。富浜町宮谷地区の「野草のさと・大月加工センター企業組合」では、都内からのバスツアーを企画し、多くの人が参加しています。

「平成30年は、バス100台、約4千人の来園がありました。耕うん機体験から収穫・調理まで、いくつかのメニューが用意されています。収穫体験だけに来る方も多くいます。皆さんは、収穫し、もぎたての新鮮な野菜をそのまま食べる体験を楽しんでくれています。迎える方としては、ツアー客が来る休日に合わせ、もっとも食べ頃になるよう生育を調整することや、昨年は台風が多く天候によりツアーがキャンセルされるなど苦労はありますが、これからもたくさんの方へ大月の魅力や農業の楽しさなどを発信していきたいと思っています。」（野草のさと・大月 山崎^{ヤマザキ}さん）

これから、農家民泊や体験ツアーなど農業と観光がコラボレーションした活動や、農産物の生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化が期待されています。



▲大型バスで農場に到着



▲大月特産のウコンを使ったカレーを試食

農地パトロールを実施しました
利用状況調査結果

【2018年利用状況調査結果】 (単位：ha)

地区名	耕作中	再生可能	再生困難	その他	計
笹子	19.1	5.6	18.4	17.6	60.7
初狩	36.6	5.7	25.0	18.2	85.5
真木	34.6	8.2	44.0	17.1	103.9
大月	16.6	4.9	19.2	16.7	57.4
賑岡	66.6	11.2	29.5	24.4	131.7
七保	52.3	16.5	50.7	25.5	145.0
瀬戸	31.7	10.4	60.3	56.8	159.2
猿橋	69.1	10.8	67.2	38.4	185.5
富浜	63.2	19.0	32.3	40.0	154.5
梁川	39.9	10.3	46.6	12.1	108.9
合計	429.7	102.6	393.2	266.8	1192.3
割合	36.0%	8.6%	33.0%	22.4%	100.0%

【表の見方】

- 耕作中 …農地が整備され、草刈り耕うん等の保全管理がされている状態。梅や柿などの果樹栽培も含まれます。
- 再生可能…多年草が繁茂し、耕作されていない状態。農業用機械を使い再生することが可能な農地。いわゆる遊休農地です。
- 再生困難…放置され、成木が生え山林原野化した状態。農地に戻すことが困難な状態。
- その他 …無断転用されている状態。進入路がなく調査できない農地。道路・河川・鉄道等の公共用地など

本市の農地面積は、1, 192.3ヘクタールです。昨年からの農地転用などで11.4ヘクタールが減少しています。その農地の中には耕作をされず荒廃してしまった農地が多く、耕作放棄地は、大きな問題となっています。

農業委員会では、その実態を把握し、農地を有効に活用していくため毎年、利用状況調査を実施しています。その結果、平成30年度は、36%の農地が耕作されている一方、利用可能な遊休農地が8.6%、山林化

し再生が困難な農地が33%あることが分かりました。荒廃農地の面積を減らすことは難しいことです。草刈りなどの農地の管理をお願いしてきた中で、昨年度は作付けはされていないが草刈りや耕うんなど管理をする農地が増えてきたことが分かりました。

毎年、農地面積は減少する傾向にあります。農業委員会では、農地として長く利用されず山林化し、その後も耕作の見込みがないと判断した農地に対し、順次「非農地通知書」を送付する予定です。

非農地通知書とは

昭和40年代ごろまで、大月市は繊維産業と養蚕業が盛んな街でした。しかし、経済情勢の変化により養蚕業が衰退し、それまで山間地にあった桑畑が耕作放棄されるようになりました。その多くは、スギ、ヒノキ、マツや雑木林に変わっていききました。

農業委員会では、それらの土地について、非農地通知書を送り農地台帳から外す作業を始めました。これは、現在山林や原野となっ

た農地について非農地であるという判断をし、適切な地目に変更するものです。(地目の変更は所有者による手続きが必要ですが、これにより農地法の制約を外れ、売買や転用が自由に行われることとなります。地目変更ができるかは、法務局の判断となります。)

なお、非農地判断は現地確認などの手続きが必要なため、地区ごとに数年をかけて順次行っています。



▲荒廃し雑木が茂った畑

農地に果樹以外の樹木を植林することは、禁止されています。非農地の判断をする場合は、20年以上の成木となった山林(植林を除く)が対象となります。

大島地域資源保全会の取り組み ～多面的機能推進協議会長賞を受賞

農地には農産物の収穫以外にも、多くの生物を育み、緑豊かな景観を作り、地域のコミュニケーションの場になるなど、さまざまな機能があります。これを農地の多面的機能と呼んでいます。七保町葛野の大島地域資源保全会（会長・志村喜光）は、この一連の活動が評価され、昨年12月「山梨県多面的機能推進協議会長賞」を受賞しました。

活動紹介

大島地域資源保全会書記

鈴木 民生

大島地区は、葛野川沿いに広がる良好な水田地帯を有し、昔から良質な米を生産してきました。しかし、他の地域同様、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加や維持管理不足は大きな問題であり、地域として取り組みたいと考えていました。

大島地区では従来から区民全員による用水路の清掃や泥上げ、草刈りなどの農地の保全活動を行っており、地域環境の保全意識が醸

成されてきたため、この活動がベースとなり、5年前「大島地域資源保全会」を発足させました。

具体的な活動は、地区の全戸数が構成員となり全員参加のもと、農道・水路・農用地の保全管理です。維持活動による診断や補修箇所改善、農道の拡張や老朽化した水路の水漏れ対策、農道の舗装工事は毎年実施しています。また、遊休農地を再生し、コスモスの植栽やそばの栽培をしています。そばの収穫後は「蕎麦打ち会」を催し、地区団体との交流の場となっています。



▲農道の整地作業

これまでの活動を通じて、水路や農道が補修され、耕作者の利便性が向上されました。それに伴い遊休農地の再生に取り組み機運が醸成されるとともに、豊かな景観が形成され、コミュニティと環境保全の意

識が高まったと思います。当会は、これからも地域住民と協力し、この恵まれた環境を継続するためこの制度を活用しながら、活動を続けていきたいと思っています。

現在、このような活動に対して国から「多面的機能支払交付金」が支給され、地域活動を応援しています。

大月の地で新たな取り組みを ～農福連携事業の活動も

上野原市内に拠点を置く株式会社 Q Factory（代表取締役・前島達夫）では、現在、猿橋町藤崎の久保地区で2ヘクタールの農地を借り入れ、キヌア栽培を展開しています。

キヌアは南米原産の穀物で、ビタミンBやミネラルが豊富なスーパーフードとして注目を浴びています。また、グルテンを含まないため小麦アレルギーの方にも安心して食べられるなどの利点があります。キヌアというと、日本ではまだなじみが薄い植物ですが、Q Factoryでは、上野原市桐原でそのキヌアの生産を始め、現在「国産キヌア」として出荷しています。

この度、事業規模拡大のため久保地区に農地を借り、キヌアの栽培を始めることになりました。大月の農地にキヌアを栽培することは初めてということですが、健康食品ブームに乗り、ますますの規模拡大が期待されます。

現在、前島さんが進めているのは、キヌア生産と販売、さらにキヌアを使ったクッキーやビールなどの加工品の開発、販売といった「6次産業化」です。

さらに、農業と福祉をつなぐ「農福連携事業」です。大月市真木の「就労支援事業所めばえ」と連携し、障害のある方々が土に触れ、種をまき、草取りや水やり、そして収穫することで農業の喜びを知ってもらうプログラムを展開中です。近い将来、キヌア畑で農業をし、生産したキヌアを使った商品が売り出されることが期待されます。



▲キヌア普及のため各地を講演中の前島さん

大月短期大学

榎平先生講演会報告



市農業委員
会では、平成
30年9月26日、
新しくなった
大月短期大学
の講義棟をお
借りして、「夢
と持続性のある
大月市農業を目標として」として、
大月短期大学 榎平龍宏教授の講
演会を行いました。

先生は、農業経済学が専門で、
大月市の農業についても研究して
います。自作で自家消費の農業が
多い本市農業ではありますが、「も
うかる農業」とは何をすべきかな
ど、市内の実態を踏まえながらの
お話で、興味深い内容でした。

遊休農地や後継者不足など課題
の多い農業ですが、これから取り
組むべき課題についての道しるべ
となる貴重な講演でした。
改めて、貴重な時間を割いて、
講演いただいた榎平先生に感謝申
し上げます。

農業委員会からお願い

農地は、日本の食糧を支えるた
めの大切な土地です。そのため、
固定資産税の優遇など保護されて
いる一方で、農地法により売買や
貸借、違う目的で使う転用が制限
されています。売買、貸借、転用
をお考えの方は必ず農業委員会へ
申請してください。

9月に実施した農地パトロール
でも、農地に無断で建物が立って
いたり、駐車場となっていたりす
るなどの報告が入っています。
「課税通知が宅地だったから気付
かなかった」などの事例もありま
す。ご自分の家の土地が農地であ
ったことが分かった場合は、農業委
員会事務局までご相談ください。

申請が必要な事項

- 農地の売買・貸借・贈与
- 農地の転用
(農地以外に利用したい)

届出が必要な事項

- 相続により農地を取得

農地の貸借には利用権設 定をご利用ください

今号で紹介した宮谷の「野草の
さと・大月」や、久保地区の「Q
Factory」をはじめ、初狩地
区や鳥沢地区などで「農地の利用
権を設定する」という形で、農地
の貸し付けが行われています。

利用権設定には、山梨県農業振
興公社による農地中間管理機構が
仲立ちする方法と、大月市が行う
方法があります。

利用権設定では、契約期間満了
後、一度所有者に土地が返還され
ますので、貸し主にとっても土地
のトラブルの心配がありません。

また、農地法3条の20アールの
下限面積の要件などありません
ので、借り主としても比較的容易
に農地を借りることができます。

農業経営を拡大したい、新規に
農業を始めたいとお考えの方は、
産業観光課農林業担当または農業
委員会へご相談ください。

また、企業など法人の借り入れ
も可能ですので、会社として農業
に参入したいなどお考えの方もご
相談ください。

編集後記

昨年は、猛暑と台風の災害に悩
まされた1年でした。農家の方々
からも、収穫を控えた稲が台風で
倒れたなどの被害があったと聞い
ています。自然を相手にする農業
の大変さを痛感いたしました。

今回の21号では、大月市内で活
躍する農業の新しい姿を紹介しま
した。都心からの農業体験ツアー、
新しい作物栽培の取り組み、地域
が一丸となって農業の環境を守ろ
うと活動するグループです。

土に触れ、自分で収穫すること
に喜びを感じる農業も、日本人が
農耕民族のDNAを持っているため
だと思えます。耕作放棄地の問題
を抱える本市ではありますが、新
しい農業のあり方について今後も
模索していきたいと考えています。

この号の発行に際し、原稿をお
寄せいただいた方々や、ご協力い
ただいた皆様に感謝申し上げます。

- 発行 大月市農業委員会
- 編集 農業委員会だより編集委員会

委員会 ☎(20)1836

fax(20)1533

(農業委員会事務局)